

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社メディopalホールディングス	コード	7459
提出日	2026/5/25	異動(予定)日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意						
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし								
1	浅野 敏雄	社外取締役	○											△									有	
2	昌子 久仁子	社外取締役	○											△										有
3	岩本 洋	社外取締役	○																	○				有
4	中井 智子	社外取締役	○																	○	新任			有
5	佐貫 葉子	社外監査役	○																	○				有
6	市野 初芳	社外監査役	○																	○				有
7	三津家 正之	社外監査役	○											△										有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	i) 当社グループでは、浅野敏雄氏が過去に代表取締役社長を務めていた旭化成株式会社の子会社である旭化成ファーマ株式会社との間で、医薬品等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の0.4%であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。	<社外取締役選任理由> 浅野敏雄氏は、旭化成ファーマ株式会社及び旭化成株式会社の代表取締役社長等を歴任され、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの充実のためにご尽力をいただいております。 上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
2	j) 当社グループでは、昌子久仁子氏が過去に取締役を務めていたテルモ株式会社との間で、医療機器等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の0.6%であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。	<社外取締役選任理由> 昌子久仁子氏は、テルモ株式会社の取締役等を歴任されるとともに、同社の薬事部門や臨床開発部門の責任者を担ってこられ、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 また、コンプライアンス委員会の委員として、当社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングし、遵法精神に則った企業風土を確立していくうえで有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 加えて、指名・報酬委員会の委員として、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

3	該当事項なし	<p><社外取締役選任理由> 岩本洋氏は、金融業界にて培った財務業務、人事業務の経験とその後の情報・通信業界における豊富なマネジメント経験を有しており、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 また、指名・報酬委員会の委員として、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p>
4	該当事項なし	<p><社外取締役選任理由> 中井智子氏は、弁護士としての法曹界での専門知識及び見識に加え、上場企業の社外取締役に歴任されるなど、企業価値向上のための有用な視点を有しております。 かかる豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p>
5	該当事項なし	<p><社外監査役選任理由> 佐貫葉子氏は、弁護士実務を通じ培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識等をもとに、当社の取締役会及び監査役会において、幅広い見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 また、2024年10月に、当社連結対象の完全子会社であるMPアグロ株式会社、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けましたが、同氏は、社外監査役として、日頃からコンプライアンスの徹底に向けて有益なご意見、適切なご助言をいただくとともに、コンプライアンス活動全般の取組みについて定期的にモニタリングいただくなど、その職責を十分に果たしております。 加えて、コンプライアンス委員会のオブザーバーとして、当社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングし、違法精神に則った企業風土を確立していくうえで有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 さらに、指名・報酬委員会のオブザーバーとして、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p>
6	該当事項なし	<p><社外監査役選任理由> 市野初芳氏は、税理士の資格を有しており、現在、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授として「アカウンティング」「財務諸表論」「タックスプランニング」他の科目についての教鞭をとられているほか、総務省自治大学校税務専門課程非常勤講師も務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 かかる豊富な経験および専門的知識等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、2024年10月に、当社連結対象の完全子会社であるMPアグロ株式会社、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けましたが、同氏は、社外監査役として、日頃からコンプライアンスの徹底に向けて有益なご意見、適切なご助言をいただくとともに、コンプライアンス活動全般の取組みについて定期的にモニタリングいただくなど、その職責を十分に果たしております。 加えて、コンプライアンス委員会のオブザーバーとして、当社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングし、違法精神に則った企業風土を確立していくうえで有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 さらに、指名・報酬委員会のオブザーバーとして、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。 なお、市野初芳氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、税理士としての豊富な経験及び大学院教授としての専門的知識等を有しております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p>

7	<p>j) 三津家正之氏は、過去に田辺三菱製薬株式会社の代表取締役社長を務めております。当社グループでは、同社との間で医薬品等の仕入に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の1.2%であり、同社の取締役を退任後5年経過していることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。</p> <p>また、三津家正之氏は、当社の非常勤の顧問として、経営の諸課題ならびに社会保障制度や医療業界に関する動向等に関する助言をいただいておりますが、その報酬額は年間1,000万円未満であることから、同氏の独立性には影響するものではないと判断しております。（顧問契約の期間は、当社の第116回定時株主総会において社外監査役に選任されるまでとなっております。）</p>	<p><社外監査役選任理由> 三津家正之氏は、田辺三菱製薬株式会社の代表取締役社長等を歴任されておりました。会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p>
---	--	---

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。